

入札説明書

平成30年札幌市告示第414号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

平成30年1月31日（水）

2 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目

札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課地域福祉係 電話 011-681-2478

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 手稲区子育て情報室レイアウト変更等業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約書に示す履行開始の日から平成30年3月23日（金）まで

(4) 履行場所 手稲区役所1階 健康・子ども課子育て情報室

（札幌市手稲区前田1条11丁目1-10）

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 平成27～29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること

(3) 平成27～29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」であること

(4) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けてい

る期間中でないこと

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札の日時及び場所

平成30年2月14日（水）14時00分

札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 手稲区役所 1階 保健福祉課

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1（共通—第7号様式 入札書）の様式にて作成し、上記(2)の指定場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること（送付及び電送による提出は認めない）。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

質問は、別紙2の様式にて作成し、書面による持参、送付またはファクシミリにより提出すること（送付またはファクシミリの場合は電話で着信を確認のこと）。

イ 提出先及び提出期限

提出先：手稲区役所 2階 健康・子ども課保健予防係

〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10

電話番号：011-681-1211 ファクス番号：011-681-1723

提出期限：上記1の告示の日から平成30年2月6日（火）までの、午前8時45分から午後5時15分までの間に提出すること（最終日は正午まで。送付の場合は必着）。

ウ 回答書の閲覧

平成30年2月8日（木）以降、上記イの部局にて閲覧に供する（平日 午前8時45分～午後5時15分）とともに、手稲区保健福祉部ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙3：共通－第8号様式 委任状）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3：共通－第8号様式 委任状）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 要

入札保証金の額は、入札金額×100分の3以上の額とする。

ただし、札幌市契約規則第6条各号の一に該当するときは、入札保証金の納付を免除することがある。

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を

行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙4）を、平成30年2月9日（金）までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績がある場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙4）にその旨及び契約実績を記載し、関係書類を添付すること。

契約担当部局はその内容を確認し、入札保証金を免除することがある。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、申出書（別紙5：共通一第14号様式 消費税及び地方消費税免税事業者申出書）を提出することとする。

(8) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を

取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項 別紙のとおり